

◆聞こえの不自由な人の耳がわりとなり、 分かりやすく書いて伝えます◆

佐世保市では現在、聴覚障がい者を対象に、意思の疎通を支援するために、手話及び要約筆記による通訳サービス等を行っております。今回は、そのうちの「要約筆記」についてご紹介いたします。

《要約筆記とは?》

病気や加齢により聴こえなくなった(中途失聴)、聴こえにくくなった(難聴)聴覚障がい者の方々が、これまでのように社会参加ができるよう、相手(話し手)の言葉をその場で要約(ポイントを短くまとめて示すこと)して伝える文字通訳です。

《要約筆記者派遣制度について》

聴覚障がい者の方が、病院など医療機関や公的機関等で円滑なコミュニケーションが図れるように、市に登録している要約筆記者の派遣を行っています。

◇利用できる人 佐世保市に住所があり、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者

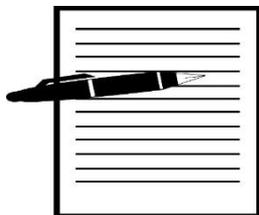
◇どんな時に 原則、個人を対象に社会活動支援を目的としており、

- ・ 公的機関等への申請手続き、相談
- ・ 病院など医療機関の受診
- ・ 学校行事等への参加(保護者会、家庭訪問等)
- ・ 冠婚葬祭への出席
- ・ 就職に関する事
- ・ 住まいに関する事(入居説明会など)

といったものが主な対象となります。

◇利用料 無料

◇利用方法 手話通訳者及び要約筆記者派遣申請書による申込みが必要です。



《要約筆記者派遣申請について》

申請は、原則、本人又は家族となります(それ以外の方が行う場合はご相談ください)。

申請書は、障がい福祉課窓口、佐世保市ホームページ(アドレスは <http://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/syogai/hoshiin.html>) にご準備しています。

利用する場所や内容によっては派遣先へ直接依頼をお願いする場合があります。

《要約筆記者養成講座について》

○派遣制度及びその他の場面で活躍できる要約筆記者の養成講座の開催

- ・対象者 佐世保市民（原則）
- ・受講料 無料（ただし、テキスト代のみ実費負担になります）
- ・開催時期 開催年の5月前後より実施（広報させば、佐世保市ホームページ等でお知らせいたします。）

《各種講演会等を開催される方へ》

○各種講演会等の内容をスクリーン表示することも可能です。

『要約筆記佐世保び～どろ』へご相談ください。

〈お問い合わせ先〉

◎要約筆記者派遣制度、養成講座及び聴覚障がい者支援について

佐世保市障がい福祉課

〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号

（佐世保市中央保健福祉センター すこやかプラザ1階）

TEL：0956-24-1111（内線5101、5104）

FAX：0956-25-2281

E-mail：syuwa@city.sasebo.lg.jp

《要約筆記佐世保び～どろについて》

『要約筆記佐世保び～どろ』は佐世保市にある要約筆記サークルです。養成講座の受託をはじめ、干尽町のサン・アビリティーズ佐世保において、学習会や難聴者・中途失聴者との交流会を開いています。また、各種講演会等で通訳活動をしています。その他音声認識アプリの使用法の研修もしております。随時、活動する会員および難聴者・中途失聴者会員を募集しておりますので、興味がある方は、学習会の見学等、お気軽にお越しください。

〈お問い合わせ先〉

要約筆記佐世保び～どろ 会長 牛島 携帯: 070-5415-5074

FAX: 0956-31-8889

Mail: sasebovidro@gmail.com

ホームページ：<https://sasebovidro.wixsite.com/mysite>